

平成19年5月15日  
局長 決 裁 済 み

### 収容施設内設置の엑クス線機材の使用について

当局収容施設は、平成15年2月現庁舎移転とともに開設され、同時期に엑クス線機材が設置されたが、今般[REDACTED]嘱託医師の協力を得て、診療放射線技師の来局が可能となったことから、下記のとおり、被収容者の健康診断等に係る엑クス線検査を実施したい。

なお、本件については、本年6月から実施したい。

### 記

#### 1 目的

엑クス線機材（以下「機材」という。）を使用し、概ね1か月を超える長期収容被収容者に係る健康診断及び嘱託医師（以下「医師」という。）による必要検査等に資するため。

#### 2 엑クス線機材の概要

収容施設に設置されている機材は、平成15年2月に設置され、

撮影機 H I T A C H I 製 D H F - 1 5 5 H I I

現像機 フジフィルム製 F C R X G - I （ドライプリンタ）

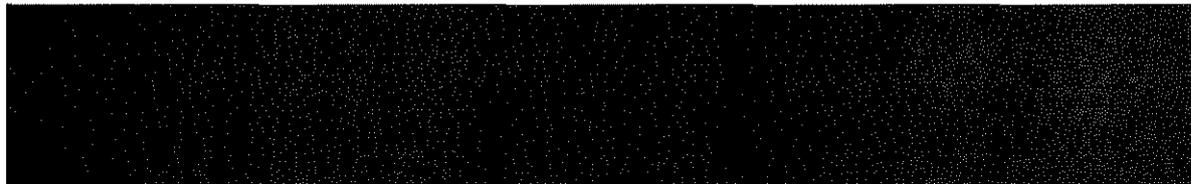
で構成されている。

#### 3 嘱託技師

##### (1) 嘱託人数



##### (2) 嘱託料



#### 4 検査日

(1) 엑クス線検査（以下「検査」という。）は、月2回を目途に行うこ

とで、技師と調整する。

(2) 検査は看護師との連携もあり、医師の出勤がなく、看護師の補助が可能な火曜日又は木曜日の9時から12時の間に実施する。

## 5 検査対象者

検査は、1日(3時間)当たり20人が限度と見られることから、次のとおり、主に収容期間が30日を超えた者を対象とすることで、月2回の実施者数の確保は可能と思われる。

なお、妊娠中の者及び妊娠が疑われる者並びに検査拒否者については、本検査対象から除外する。

### (1) 胸部検査

本年5月3日現在における被収容者の収容期間別内訳は次のとおりであり、新たに収容期間が30日を超えた者は■■■■人であることから、同期間が30日を超えた者を胸部検査対象者とし、毎月15日及び月末に同期間を超える者をリスト化し、医師から検査指示を受ける。

収容期間	人数	
90日以上	■■■■	人
60日以上90日未満	■■■■	人
30日以上60日未満	■■■■	人
20日以上30日未満	■■■■	人
20日未満	■■■■	人
合計	627	人

小計 ■■■■ 人

### (2) その他検査

医師から検査指示があり、骨折等が疑われる者。

## 6 検討事項

次の事項については、別途検討する。

### (1) 他官署への検査結果提供

大村入国管理センターでは、新規入所者全員を対象に検査しているところ、他官署への移収者に係る当局検査結果の提供等について。

### (2) 管理規定による診断等

東京入国管理局放射線障害防止管理規程(別添2)による特別健康

診断等について

(3) 検査フィルムの保管

フィルム等の検査結果は、医療法及び同法施行規則（別添3）に基づき、2年間保管することとなっているが、保管の方法及び場所について。

なお、診療録（カルテ）は、医師法（別添4）に基づき、5年間保存となっている。

7 その他

(1) 開始当初の検査回数

検査開始当初は、検査対象者が[ ]人を超えることから、概ね開始2か月間は週1回とし、長期被収容者から実施する。

(2) 保守管理

現在早急にメンテナンスを行う必要はないが、機材の正常な作動を確保するため、製造元と保守契約する。

(3) 検査時指示の翻訳

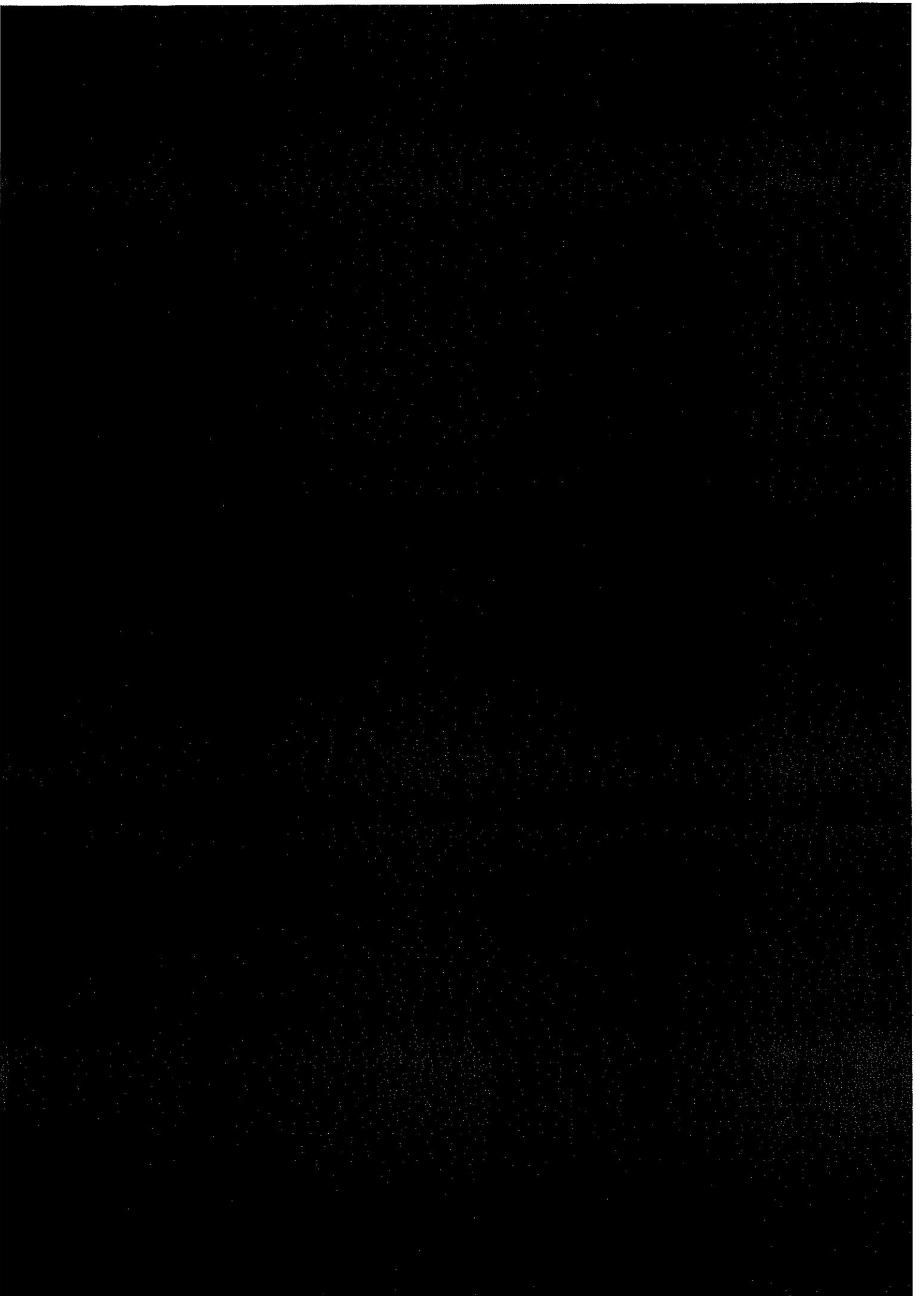
検査中、技師から簡単な指示があるが、現在指示内容について作成依頼しており、入手次第各言語に翻訳する。

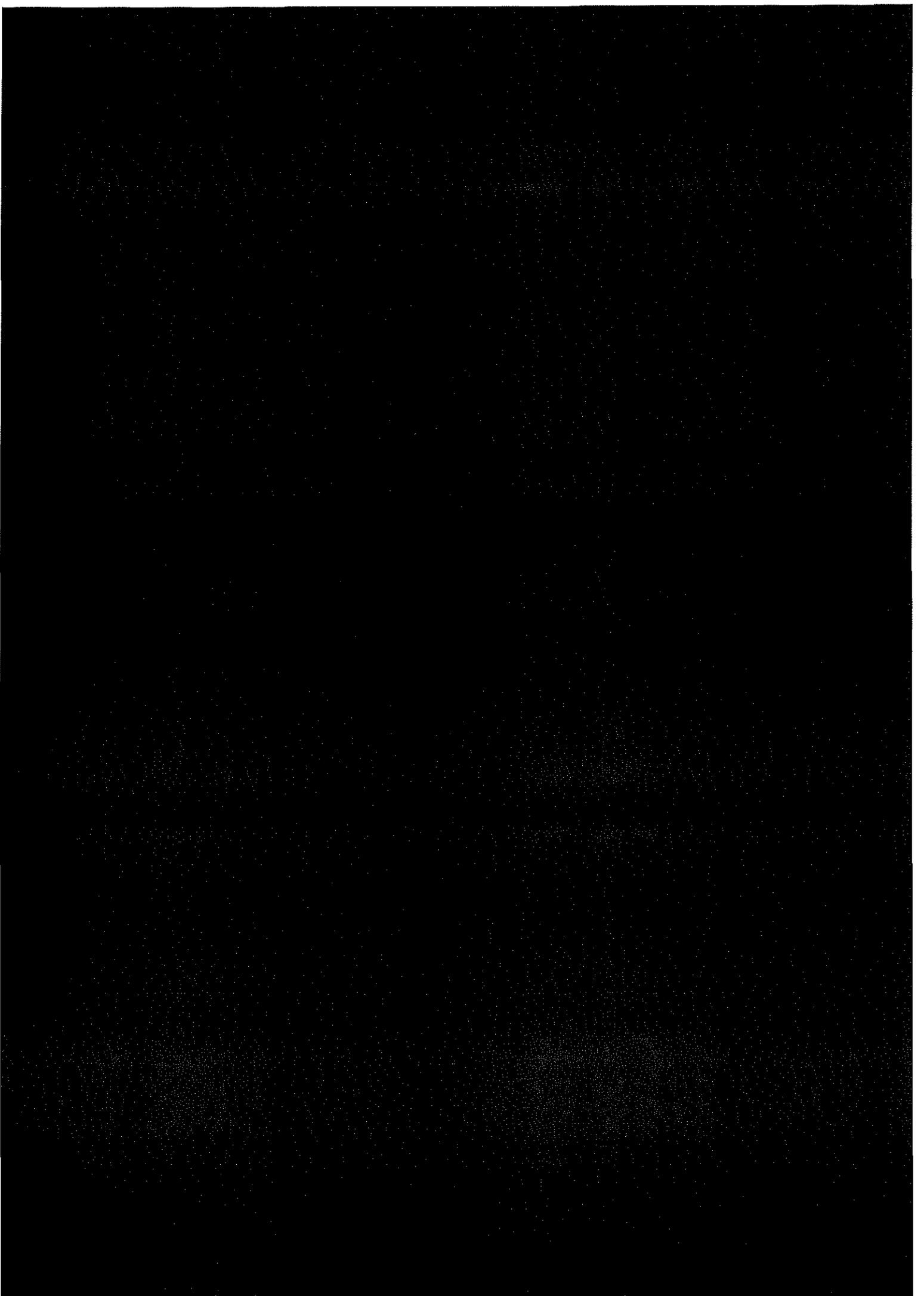
(4) 備品等の確保

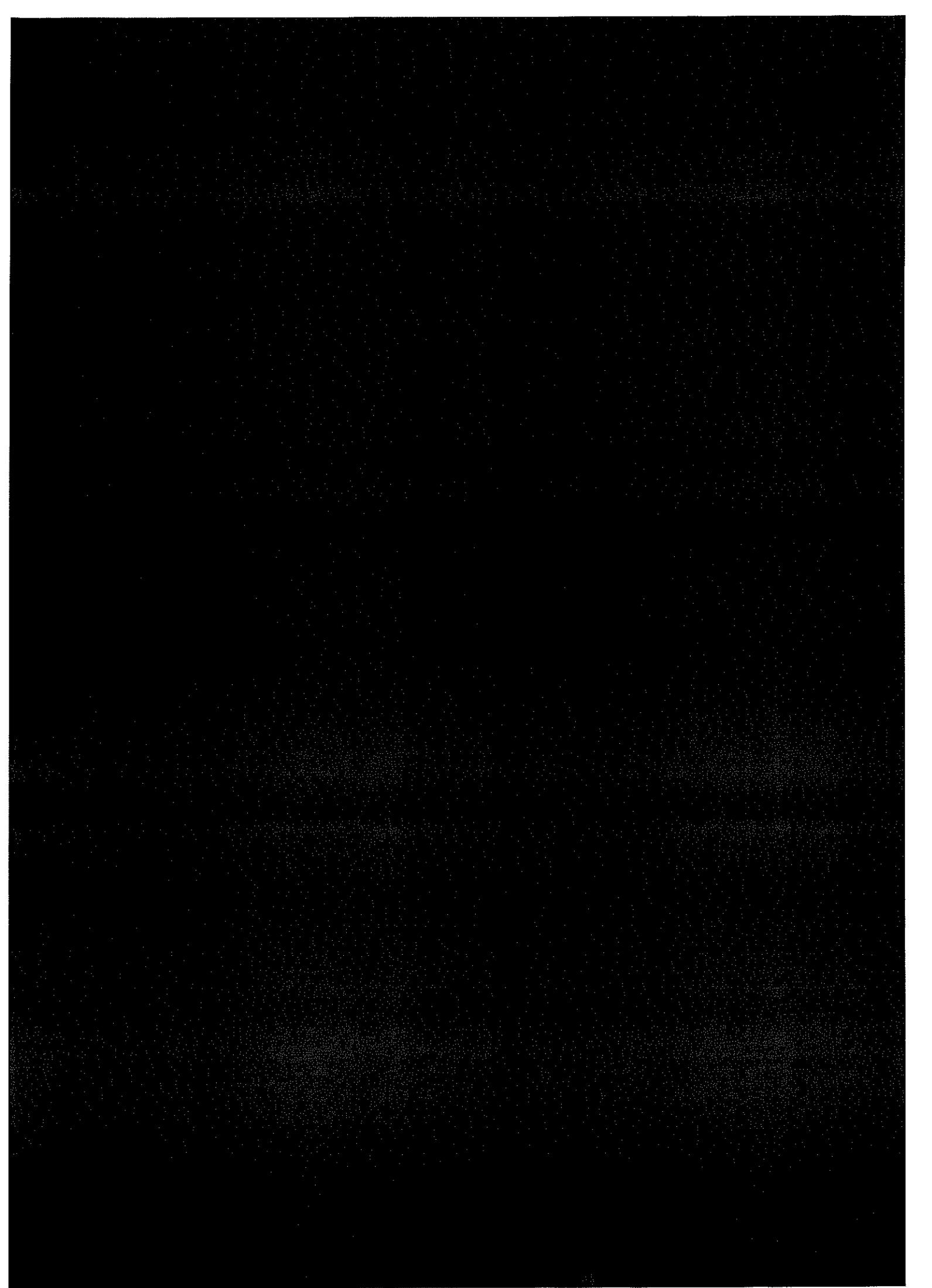
検査開始に当たり、フィルム、技師用白衣（男性用10着、1人2着、サイズ確認中）及び脱衣かご等の備品及び消耗品を購入する。

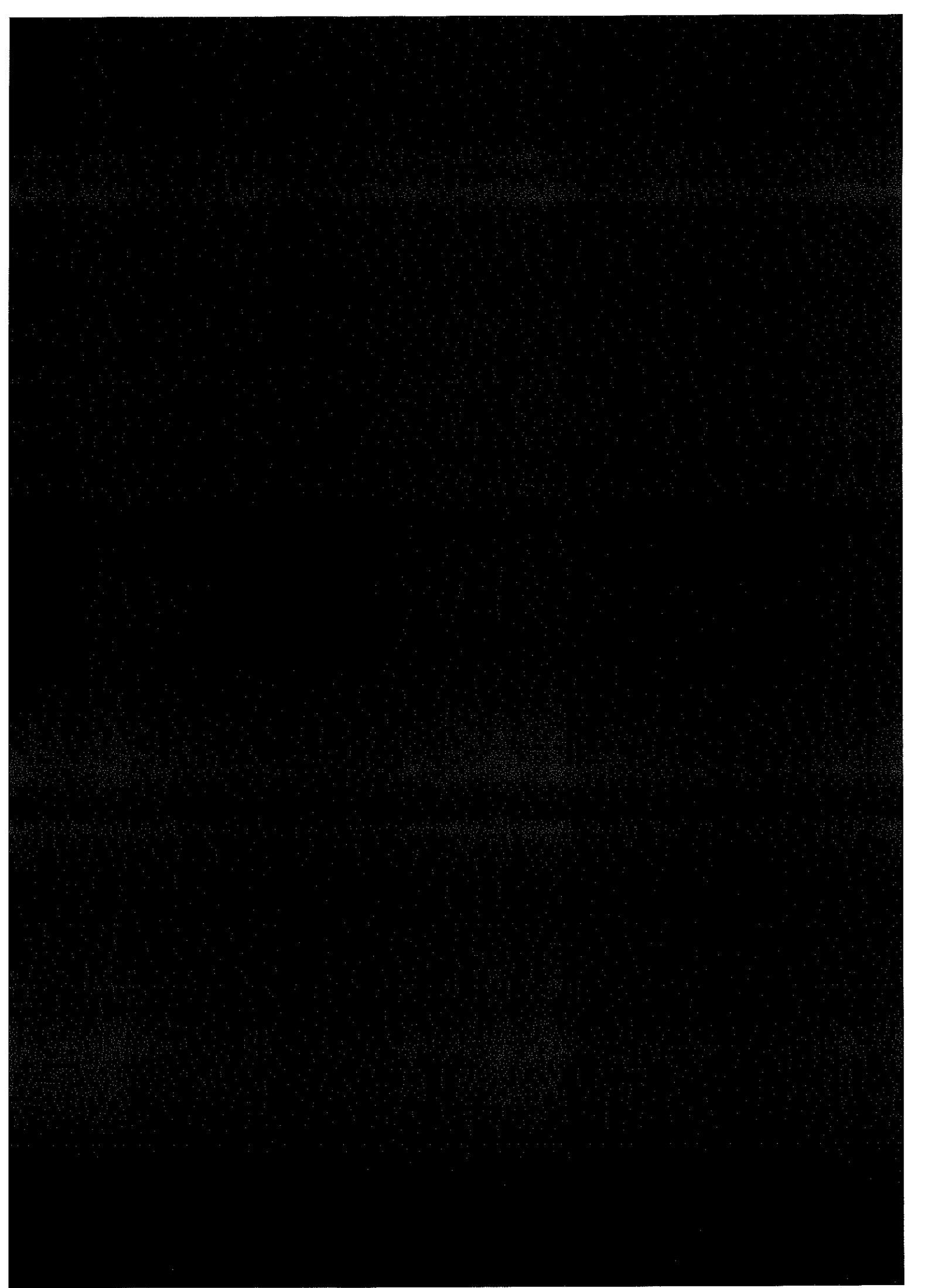
添付物

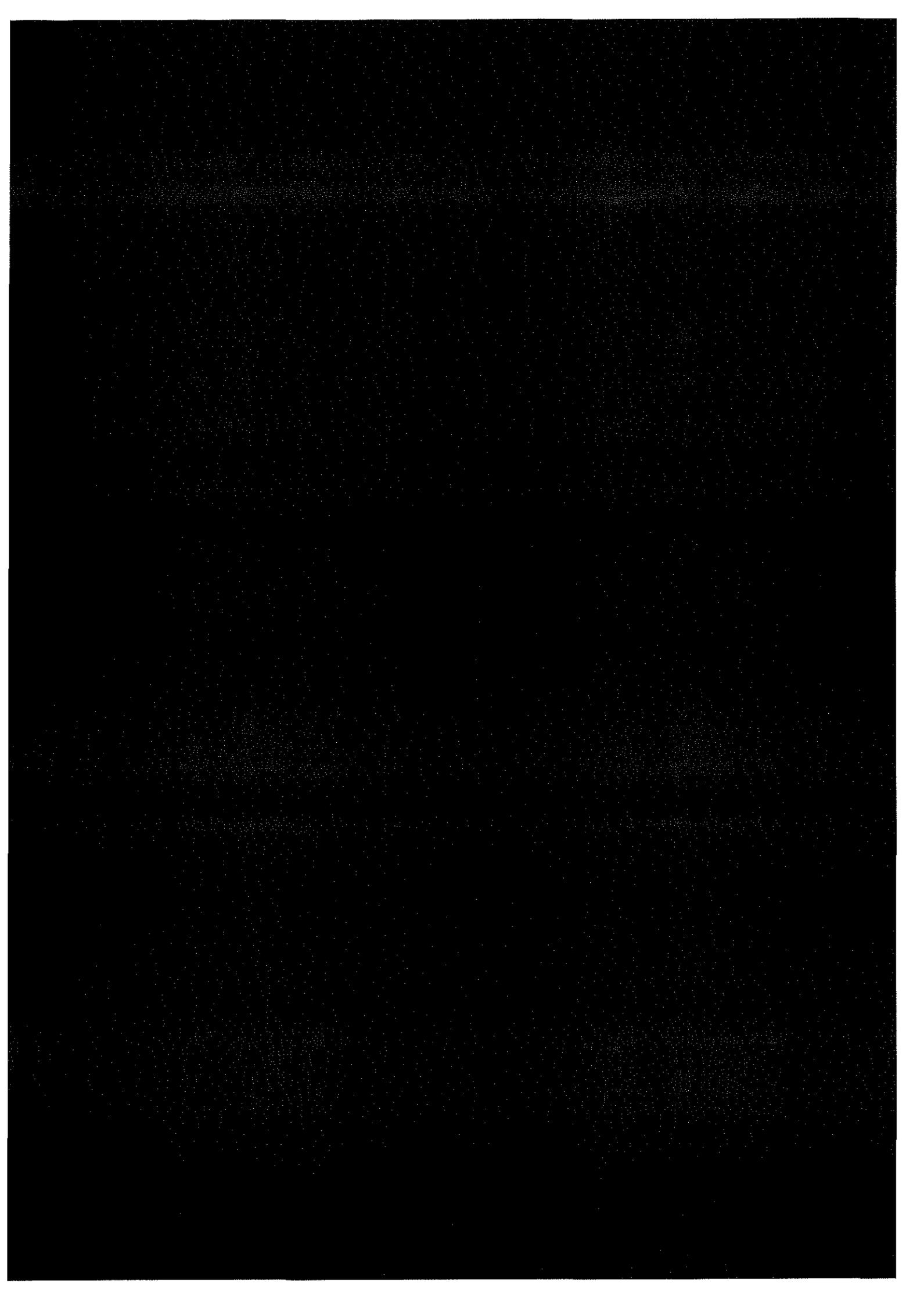
1	[ ]	[ ]部
2	東京入国管理局放射線障害防止管理規程	1部
3	医療法及び同法施行規則（抜粋）	各1部
4	医師法（抜粋）	1部

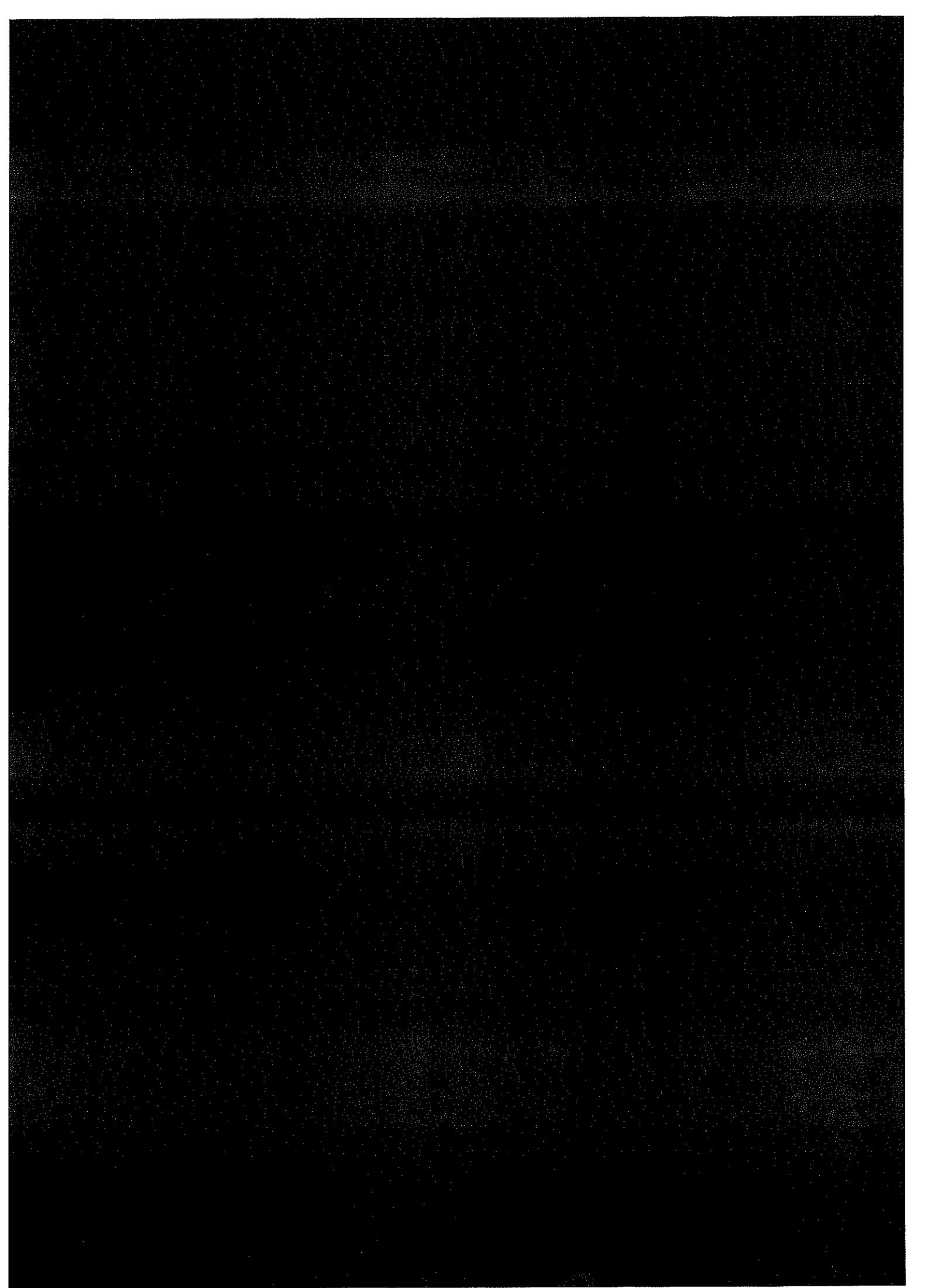












## 東京入国管理局放射線障害防止管理規程

### (目的)

第1条 この規程は、人事院規則10-5（職員の放射線障害の防止）（以下「規則10-5」という。）第27条の規定に基づき、東京入国管理局に勤務する職員（以下「職員」という。）の放射線障害の防止に関し必要な事項を定めることを目的とする。

2 職員の放射線障害の防止については、医療法、同施行規則、人事院規則10-4（職員の保健及び安全保持）、同規則10-5、法務省職員健康安全管理規程及び関係法令に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

### (放射線障害防止主任者)

第2条 放射線障害防止主任者（以下「防止主任者」という。）は、当局診療所の管理者である医師とする。

2 防止主任者は、エックス線装置及び測定用又は防護用の器具等を管理する。

3 防止主任者は、新たに放射線業務に従事する職員又は新たに管理区域に立ち入る必要のある職員に対して、放射線障害を防止するために必要な教育を実施する。

### (放射線業務に従事する職員の範囲)

第3条 放射線業務に従事する職員は、医師又は診療放射線技師の資格を有する職員とする。

### (管理区域及び設備点検)

第4条 管理区域はエックス線室とし、入口扉に標識を掲げて明示する。

2 放射線業務に従事する場所は管理区域内とする。

3 管理区域に物品を放置し、又はみだりに立ち入ってはならない。

4 管理区域内外における放射線量を、6か月を越えない期間ごとに測定し、設備の点検

を行う。

(安全及び危険のための措置)

第5条 エックス線による撮影又は透視を行うときは、管理区域の外側から確認できる位置に標識灯を点灯するとともに、入口には使用中は入室を禁止する旨の掲示をして必要のある者以外の入室を禁止する。

(特別定期健康診断)

第6条 規則10-5第26条に規定する特別定期健康診断の項目は別添「電離放射線健康診断個人票」により実施するものとする。

(記録の保管)

第7条 前条の記録は、その職員の離職後5年間保存する。

2 被ばく線量の測定は、業者に委託して行い、検査結果は検査後5年間保存する。

(緊急時における措置)

第8条 風水害震災等のため設備の破損等により放射線障害の防止が図れない事態が生じたときは、防止主任者は危険な区域の指定をする等の措置をとるとともに直ちにその旨を局長に報告するものとする。

2 職員が放射線障害を受け、又は受けたおそれがあると認めたときは、防止主任者は速やかにその者に医師の診察を受けさせるとともに、その原因を究明するための措置をとる等適切な処置を講じなければならない。

3 規則10-5第21条に定める人事院への報告は法務省入国管理局を経て行うものとする。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

を監督し、その業務遂行に遺憾のないよう注意をせしめなければならない。

⑤ 病院又は診療所の管理者は、病院又は診療所に診療の用に供するエックス線装置を備へたときその他厚生労働省令で定める場合においては、厚生労働省令の定めるところにより、病院又は診療所所在地の都道府県知事に届け出なければならない。

第十五条 二 業務委託 一 病院、診療所、検査所又は助産所の管理者は、病院、診療所又は助産所の業務のうち、医師若しくは歯科医師の診療若しくは助産師の業務又は患者、妊婦、産婦若しくはよく婦の入院若しくは入所に著しい影響を及ぼすものとして政令で定めるものを委託しようとするときは、当該病院、診療所又は助産所の業務の種類に応じ、当該業務を適正に行う能力のある者として厚生労働省令で定める基準に適合するものに委託しなければならない。

第十六条 一 病院の医師の指図 医療を行う病院の管理者は、病院に医師を配置させなければならない。但し、病院に勤務する医師が、その病院に隣接した場所に居住する場合には、この限りでない。 二 地域医療従事者の資質の向上を図るための研修を行わせること。

第十七条 一 救急医療を提供すること。 二 地域医療従事者の資質の向上を図るための研修を行わせること。 三 地域医療従事者の資質の向上を図るための研修を行わせること。

第十八条 一 救急医療を提供すること。 二 地域医療従事者の資質の向上を図るための研修を行わせること。 三 地域医療従事者の資質の向上を図るための研修を行わせること。

第十九条 一 救急医療を提供すること。 二 地域医療従事者の資質の向上を図るための研修を行わせること。 三 地域医療従事者の資質の向上を図るための研修を行わせること。

第二十条 一 救急医療を提供すること。 二 地域医療従事者の資質の向上を図るための研修を行わせること。 三 地域医療従事者の資質の向上を図るための研修を行わせること。

生労働省令で定める者から第二十二条の二第三号又は第四号に掲げる諸記録の閲覧を求められたときは、正当の理由がある場合を除き、当該諸記録のうち患者の秘密を害するおそれのないものとして厚生労働省令で定めるものを閲覧させること。

第二十一条 一 救急医療を提供すること。 二 地域医療従事者の資質の向上を図るための研修を行わせること。 三 地域医療従事者の資質の向上を図るための研修を行わせること。

第二十二条 一 救急医療を提供すること。 二 地域医療従事者の資質の向上を図るための研修を行わせること。 三 地域医療従事者の資質の向上を図るための研修を行わせること。

第二十三条 一 救急医療を提供すること。 二 地域医療従事者の資質の向上を図るための研修を行わせること。 三 地域医療従事者の資質の向上を図るための研修を行わせること。

第二十四条 一 救急医療を提供すること。 二 地域医療従事者の資質の向上を図るための研修を行わせること。 三 地域医療従事者の資質の向上を図るための研修を行わせること。

第二十五条 一 救急医療を提供すること。 二 地域医療従事者の資質の向上を図るための研修を行わせること。 三 地域医療従事者の資質の向上を図るための研修を行わせること。

第二十六条 一 救急医療を提供すること。 二 地域医療従事者の資質の向上を図るための研修を行わせること。 三 地域医療従事者の資質の向上を図るための研修を行わせること。

を備へて置かなければならない。

① 救急医療 二 診療に関する諸記録 三 病院の管理及び運営に関する諸記録 四 化学、細菌及び病理解毒の検査施設 五 病理解毒施設 六 研究室 七 検査室 八 図書室 九 その他厚生労働省令で定める施設

第二十一条 一 救急医療を提供すること。 二 地域医療従事者の資質の向上を図るための研修を行わせること。 三 地域医療従事者の資質の向上を図るための研修を行わせること。

第二十二条 一 救急医療を提供すること。 二 地域医療従事者の資質の向上を図るための研修を行わせること。 三 地域医療従事者の資質の向上を図るための研修を行わせること。

第二十三条 一 救急医療を提供すること。 二 地域医療従事者の資質の向上を図るための研修を行わせること。 三 地域医療従事者の資質の向上を図るための研修を行わせること。

第二十四条 一 救急医療を提供すること。 二 地域医療従事者の資質の向上を図るための研修を行わせること。 三 地域医療従事者の資質の向上を図るための研修を行わせること。

第二十五条 一 救急医療を提供すること。 二 地域医療従事者の資質の向上を図るための研修を行わせること。 三 地域医療従事者の資質の向上を図るための研修を行わせること。

第二十六条 一 救急医療を提供すること。 二 地域医療従事者の資質の向上を図るための研修を行わせること。 三 地域医療従事者の資質の向上を図るための研修を行わせること。

を備へて置かなければならない。

① 救急医療 二 診療に関する諸記録 三 病院の管理及び運営に関する諸記録 四 化学、細菌及び病理解毒の検査施設 五 病理解毒施設 六 研究室 七 検査室 八 図書室 九 その他厚生労働省令で定める施設

第二十一条 一 救急医療を提供すること。 二 地域医療従事者の資質の向上を図るための研修を行わせること。 三 地域医療従事者の資質の向上を図るための研修を行わせること。

第二十二条 一 救急医療を提供すること。 二 地域医療従事者の資質の向上を図るための研修を行わせること。 三 地域医療従事者の資質の向上を図るための研修を行わせること。

第二十三条 一 救急医療を提供すること。 二 地域医療従事者の資質の向上を図るための研修を行わせること。 三 地域医療従事者の資質の向上を図るための研修を行わせること。

第二十四条 一 救急医療を提供すること。 二 地域医療従事者の資質の向上を図るための研修を行わせること。 三 地域医療従事者の資質の向上を図るための研修を行わせること。

第二十五条 一 救急医療を提供すること。 二 地域医療従事者の資質の向上を図るための研修を行わせること。 三 地域医療従事者の資質の向上を図るための研修を行わせること。

第二十六条 一 救急医療を提供すること。 二 地域医療従事者の資質の向上を図るための研修を行わせること。 三 地域医療従事者の資質の向上を図るための研修を行わせること。

第二十条 法第二十一条第一項第二号 から第六号 まで、第八号、第九号及び第十一号の規定による施設及び記録は、次の各号による。

- 一 各科専門の診察室については、一人の医師が同時に二以上の診療科の診療に当たる場合その他特別の事情がある場合には、同一の室を使用することができる。
- 二 手術室は、診療科名中に外科、整形外科、形成外科、美容外科、脳神経外科、呼吸器外科、心臓血管外科、小児外科、皮膚泌尿器科、泌尿器科、こう門科、産婦人科、産科、婦人科、眼科及び耳鼻いんこう科の一を有する病院又は歯科医業についての診療科名のみを診療科名とする病院においてはこれを有しなければならない。
- 三 手術室は、なるべく準備室を附設しじんあいの入らないようにし、その内壁全部を不浸透質のもので覆い、適当な暖房及び照明の設備を有し、清潔な手洗いの設備を附屬して有しなければならない。
- 四 処置室は、なるべく診療科ごとにこれを設けることとする。ただし、場合により二以上の診療科についてこれを兼用し、又は診療室と兼用することができる。
- 五 臨床検査施設は、喀痰、血液、尿、ふん便等について通常行われる臨床検査のできるものでなければならない。
- 六 前号の規定にかかわらず、臨床検査施設は、法第十五条の二の規定により検体検査の業務を委託する場にあつては、当該検査に係る設備を設けないことができる。
- 七 エックス線装置は、内科、心療内科、呼吸器科、消化器科、胃腸科、循環器科、リウマチ科、小児科、外科、整形外科、形成外科、美容外科、脳神経外科、呼吸器外科、心臓血管外科、小児外科、皮膚泌尿器科、泌尿器科、リハビリテーション科及び放射線科の一を有する病院又は歯科医業についての診療科名のみを診療科名とする病院には、これを設けなければならない。
- 八 給食施設は入院患者のすべてに給食することのできる施設とし、調理室の床は耐水材料をもつて洗淨及び排水又は清掃に便利な構造とし、食器の消毒設備を設けなければならない。
- 九 前号の規定にかかわらず、給食施設は、法第十五条の二の規定により調理業務又は洗淨業務を委託する場合にあつては、当該業務に係る設備を設けないことができる。
- 十 診療に関する諸記録は、過去二年間の病院日誌、各科診療日誌、処方せん、手術記録、検査所見記録、エックス線写真並びに入院患者及び外来患者の数を明らかにする帳簿とする。
- 十一 療養病床を有する病院の一以上の機能訓練室は、内法による測定で四十平方メートル以上の床面積を有し、必要な器械及び器具を備えなければならない。

